

第26回企画展

『木は語る-古代から近世の木簡と木製品-』

記念講演会

『出土文字資料と古代出羽国

-山形県域を中心に-』

講師

山形大学准教授

十川 陽一 氏

平成30年11月18日(日) 午後1時30分より

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館

1、古代における文字と木簡

(1) 律令国家の支配と文字

律令国家の支配と文字

【	戸籍、計帳による民衆支配・土地管理・徴税
	官符や計会帳などによる都鄙間の意思疎通

(2) 出羽国の成り立ちと文字

和銅元年（708）9月：越後国出羽郡建郡

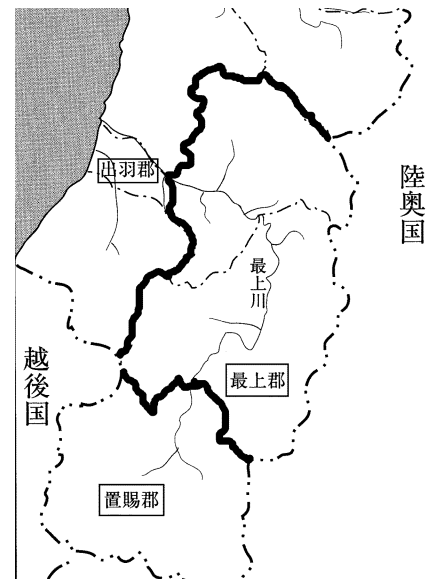
和銅5年9月：出羽国設置

和銅5年10月：陸奥国最上・置賜二郡を出羽国へ移管

霊龜2年（716）9月：陸奥国最上・置賜二郡を出羽国へ移管（完了か）

⇒越後国と、陸奥国からの分割・合併により成立。

※奈良・平安時代を通じ、東山・東海道と、北陸道の二方面との結びつき【十川 2017】



加藤謙吉ほか編『日本古代史地名事典』

(雄山閣、2007) に加筆・修正

出羽国関係の出土文字資料

…平城宮跡出土「裳上郡」木簡

平城宮跡出土出羽国郡司考状帳

生石2遺跡（酒田市）出土漆紙文書（年齢を記した歴名）

山田遺跡（鶴岡市）出土「駅子」木簡、秋田城出土下野国木簡

大浦B遺跡（米沢市）出土漆紙文書（具注暦） etc.

2、仏教と文字

『隋書』倭国伝…「文字なく、ただ木を刻み繩を結ぶ。仏法を敬ひ、百済に仏・経を求め得て初めて文字有り。」

a. 『日本書紀』持統3年（689）正月丙辰条

務大肆陸奥国優嶠曇郡の城養蝦夷脂利古が男、麻呂と鉄折と、鬢髪を剔りて沙門とならむことを請ふ。詔して曰はく、麻呂等、少くとも閑雅にして欲すること寡し。遂に此に至り、蔬食して戒を持つ。所請すまに、出家修道すべし。

→出羽国における仏教の初見記事。

Cf. 『日本三代実録』貞観元年（859）三月廿六日壬午条

詔すらく、出羽国秋田郡俘囚道公宇夜古・道公宇奈岐をして度さしめよ。是より先、国司上言すらく、件の俘囚等、幼くして野心を棄て、深く異類を愧ぢ、仏理に帰依し。苦だ持戒を願ふ。仍りて特に許す。

⇒蝦夷・俘囚も含めた仏教の拡大。

b. 道伝遺跡（川西町）出土 2号木簡

・「四天王[]」

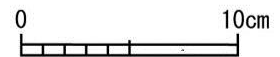
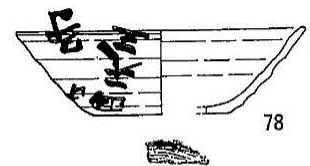
合三百卅 ^{〔部カ〕} □ 観世音経一 精進経一百八 十一面陀一百十
多心経十六 涅槃経陀六十五 八名普密陀卅

・□

→8世紀末頃か。経典とその部数を列記。

⇒辺要国守護のために実施された四天王法と関わるか【三上
2004・2005 など】

※本当に危険な時は、元慶2年6月28日壬辰条に大元帥法
阿闍梨が派遣されて「降賊法」が修されている。



宮ノ下遺跡（遊佐町）

c. 『日本三代実録』貞観9年（867）5月26日甲子条

八幅四天王像五鋪を造り、各一鋪を伯耆・出雲・石見・隱岐
に下知して曰はく、彼の国地、西極に在り。堺は新羅に近く、警備の謀、他国に異なる
べし。尊像に帰命し、勤誠に法を修し、賊心を調伏し、災変を消却すべし。仍りて地勢
高敞にして賊境を瞭瞰するの道場を点択ぶべし。若し素道場なくば、新たに善地を択び、
仁祠を建立し、尊像を安置せよ。国分寺及び部内練行精進僧四口を請ひ、各の像前に当
たり、勝王経四天王護国品に依り、昼は経巻を転じ、夜は神呪を誦せ。春秋二時別一七
日。清浄堅固にして、法に依りて薰修せよ。

【山形県埋文1996】より

→西国で行われた四天王法において、国内の僧が集められて実施されている。

d. 『延喜式』主税上5、出挙本稻条（出羽国）

出羽国、正税廿五万束、公廩卅四万束、月山・大物忌神の祭料二千束、文殊会料二千束、
神宮寺料一千束、五大尊の常灯の仏供料五千三百束、四天王の修法の僧の供養ならびに
法服の料二千六百八十束、健児の粮料五万八千四百十二束、修理官舎料十万束、池溝料
三万束、救急料八万束、国学生の食の料二千束、

→出羽国における四天王修法の財源は、国の運営財源たる正税・公廩を充てる。

⇒国内の僧を集めて、国の財源により定期的に修される法会。

木簡に見える経典…いずれも、正倉院文書や『日本霊異記』などよくみられ、一般的に普及
していた経典と考えられるが、在地における経典集積のあり方を示すもの。
同遺跡からは、「仏」「浄」「二万」「七万」などの仏教関係の墨書土器が出土。

e.延暦7年(789)『多度神宮寺伽藍縁起并流記資財帳』(部分)

仏物

板障子釈迦浄土 金泥弥勒菩薩像壹軀
薬師仏木造壹軀 金泥観世音菩薩像壹軀
金泥得大勢至菩薩像壹軀
金泥弥勒像壹軀 脇侍菩薩式軀〈並塗漆、未押金〉
画像阿弥陀浄土〈三副〉 画像観世菩薩参軀〈三副〉
画像薬師浄土〈三副〉
太子像壹軀
大般若経壹部〈六百卷〉 法華経拾部〈八十卷〉
大宝積経壹部〈百廿卷〉 最勝王経三部〈卅卷〉
花嚴経式部〈百六十卷〉 金剛三昧経壹卷
灌頂経拾式卷 金剛般若経佰卷
瑜伽論壹部〈百卷〉 智度論式部〈二百卷〉
金剛三昧論壹部〈三卷〉 金剛三昧頌壹卷

→多度神宮寺(伊勢・尾張両国にまたがる地方有力私寺)に、多数の仏像と経典が存在。

国家的に最重要視された最勝王経・法華経に加え、9世紀の国家の臨時法会で用いられる大般若経・金剛般若経が完備。

⇒在地での信仰を反映したともみられるが、国家的な臨時法会に対応するためとも考えられる【藤本2017】

Cf.『続日本後紀』承和元年(834)5月乙丑条

勅すらく、相模・上総・下総・常陸・上野・下野等の国司をして、力を戮せ、一切経一部を写し取り、来年九月以前に奉進せしめよ。その経本は、上野国緑野郡緑野寺にあり。

→地方の有力私寺が、周辺諸国における国家的な写経の経本を貸し出すことも。

f.『続日本後紀』承和4年6月丁酉条

従五位下勲六等小野朝臣宗成の請に依り、勅して出羽国最上郡に濟苦院一処を建立することを聴す。また宗成、司るところの国分二寺、仏菩薩像を造り奉り、並びに得るところの雑経四千余卷を写す。並に官帳に附して紛失せざらしむ。事、官符に具なり。

→小野宗成は、天長7年(830)閏12月26日に出羽守在任

9世紀前半の出羽国において、国司が入手可能な経典を書写して国分寺に施入する例。

Cf.天平年間の出雲守石川年足の出雲での3度の写経(祖先供養など、個人的な信仰との関連か)

g.『延喜式』玄蕃寮13修正会条

凡そ諸国の国分二寺、僧尼の見数によりて、毎年正月八日より十四日まで、金光明最勝王経を転読せよ。その施物は当処の正税を用ゐよ〈数は主税式に見ゆ〉。

Cf. 八幡林遺跡（新潟県長岡市）出土木簡

・郡司符 青海郷事少丁高志君大虫 右人其正身率[]

・虫大郡向参朔告司^[身カ] □ 率申賜〈符到奉行 火急使高志君五百嶋／ 九月廿八日主帳丈部 []〉

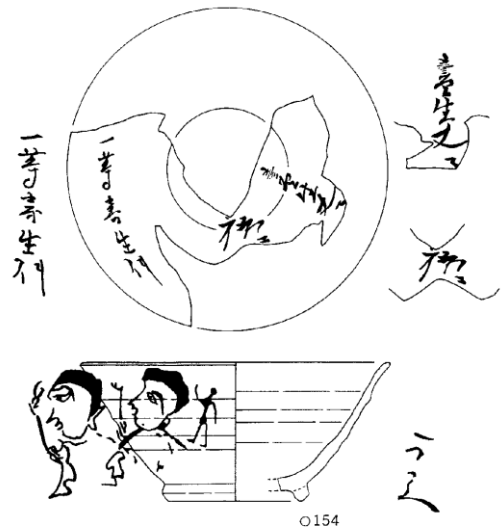
→郡符木簡が全てこの形式に則っているわけではないが、今塚遺跡1号木簡も郡符木簡である可能性

今塚遺跡では、このほか、「調所」、「一等書生伴」・「書生丈部」（右図）などの墨書土器【山形県埋文1994】。

書生の職掌：郡司の下で、文書（計帳・米の送付に関わるもの）の勘造を中心に、納税（調など）や田地の帰属調査などに当たる【森2003】。

→今塚出土の墨書土器の記銘内容は、書生の職掌に対応。

さらに、底部～体部外面にかけての墨書は「郷」と読めることから、郷レベルの出先機関であった可能性【十川2017】



【植松2003】より

※書生は、国・郡いずれの場合も、一般的に郡司子弟・外散位をはじめとした在地の有力者層が想定。

書生の名（伴・丈部）について

伴…①少初位下で、大伴直賜姓された、无耶志直膳大伴部広勝（所在郡不明。『日本後紀』弘仁2年（811）9月壬辰朔条） →武蔵国系の氏族

②最上郡人外従八位上勲七等で吉弥侯を賜姓された伴部益成（『続日本後紀』承和11年（844）7月甲申条）

→帯勲しているので、征夷事業に功績

③最上郡擬大領伴貞道（『日本三代実録』元慶2年（878）6月7日辛未条）

→郡領級の氏族

※県内の広範囲から、「伴」「大伴」の墨書土器出土

今塚遺跡の周辺では、向河原遺跡（山形市）、寒河江城跡（「□〔仟カ伴カ〕」（寒河江市）など

丈部…東国・北陸に多く分布し陸奥国にも存在するが、出羽国の丈部は文献史料からは確認できない

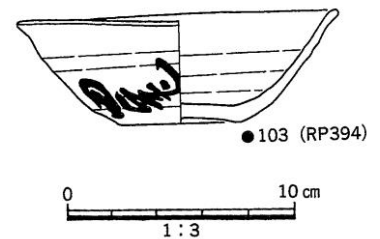
→伴と同様、山形県域では広範囲から「丈」などの墨書土器が出土。

今塚遺跡周辺では、境田 C・D 遺跡・今塚遺跡・梅野木前遺跡・石田遺跡（山形市）、
 三条遺跡（「丈部玉」「丈」）・高瀬山遺跡（寒河江市）
 =最上・村山に展開していた氏族とみて差し支えない（Cf.『青森県史』、全国墨書土
 器 DB@明治大学古代学研究所）

k. 『三代実録』元慶2年（878）6月7日辛未

出羽国守藤原朝臣興世、飛駈して奏し言さく、権掾小野春泉・文室有房等、秋田營に在り。去四月十九日、最上郡擬大領伴貞道・俘魁玉作宇奈麻呂を遣わし、官軍五百六十人を將い、賊類の形勢を候うべし。路に賊三百余人と遇い、合戦し賊十九人を射傷る。官軍七人傷らる。貞道、流矢に中りて死す。（後略）

→伴氏は、東国に広範に分布する氏族であるため確たることは言えないが、最上郡の郡領氏族としても存在していることは確認。



※今塚遺跡からは、「田宅」「田部」墨書土器（右図）なども出土

→在地の有力豪族による、田地経営の姿も想定

l. 『類聚三代格』卷15、墾田并佃事、弘仁2年（811）

正月29日官符

太政官符す

百姓の墾田を収すべからざる事（陸奥・出羽）

右、大納言正三位兼行皇太弟傅民部卿勲五等藤原朝臣

園人の奏状に倂はく、（中略）望み請ふらくは、（陸奥・出羽）件国の開田、公驗なしと雖も、特に聴許を蒙らんことを。

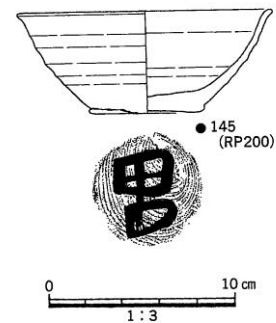
又、天平十五年五月廿七日格に依り、任に私財として永年取ること莫れ。（中略）右大臣宣すらく、勅を奉はるに、奏に依れ。

弘仁二年正月廿九日（後紀第廿一）

→陸奥・出羽における公驗を得ないままでの開墾の許容と、墾田永年私財法のあり方を修正。

→墾田永年私財法では、予め登録していない（=公驗を得ない）墾田は収公対象となったため、陸奥・出羽でもこうした田地の収公が行われたが、現地では反発。

※辺境の人々は、公驗=文書による登録になじまなかったとする理解【吉田 1983】



【山形県埋文 1994】より

⇒陸奥・出羽における文書行政については、今後も検討されてゆく必要があるが、8世紀末以降、生産拡大が政策的に展開

m.古志田東遺跡（米沢市）出土 2 号木簡（右図 1）

- ・「 □田人廿九人〈九人／女廿人〉又卅九人〈女卅一人／男八人〉

→在地有力者層の拠点として、多数の労働力を徴発した農業経営・大規模事業【平川 2001】



【上杉博物館 2002】



【米沢市教委 2000】

cf.古志田東遺跡出土 1 号木簡（右図 3）

- ・有宗
- ・^(安右カ)案文

→題箋軸木簡。紙の文書の使用・保管を示唆。

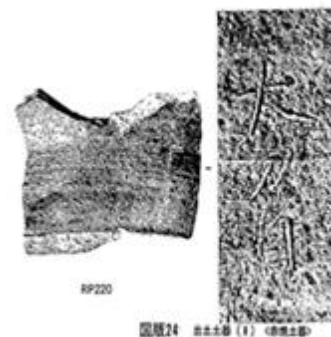
n.熊野台遺跡（河北町）出土「大刀自」銘刻書大甕（平安中期）

→在地における「刀自」の存在

※『播磨国風土記』揖保郡飯盛山条

「讃伎国宇達郡飯神の妾、名を飯盛大刀自と曰ふ」

→刀自は女性に対する尊称。



【山形県教委 1980】より

Cf) 福島県いわき市荒田目条里遺跡出土郡符木簡中の「里刀自」

- ・郡符 「里刀自 「手古丸 「黒成 「宮沢 「安継家 「貞馬 「天地 「子福積
- 「奥成 「得内 「宮公 「吉惟 「勝法 「円隠 「百濟部於用丸
- 「真人丸 「奥丸 「福丸 「蘇日丸 「勝野 「勝宗 「貞継 「浄人部於日丸 「浄
- 野 「舍人丸 「佐里丸 「浄継 「子浄継 「丸子部福継 『不』 足小家
- 「壬部福成女 「於保五百継 「子槐本家 「太青女 「真名足 『不』 子於足 『合
- 卅四人』

右田人為以今月三日上面職田令殖可扈発如件

- ・ 大領於保臣 〈奉宣別為如任件 □^[宣カ] / 以五月一日〉

→在地における行政上の役割を担う里長と、各戸の構成員を的確に把握して農業経営に隠

然たる力を發揮した里長の妻（＝里刀自）【平川 1996・2013】

※古志田東遺跡出土木簡 →「田人廿九人」「卅九人」を動員

⇒最上・置賜における、労働力を差配する、地域有力者の存在が想定

o. 『続日本紀』延暦2年（783）6月丙午朔条

出羽国言さく、宝亀十一年、雄勝・平鹿二郡の百姓、賊の為に略せられ、各の本業を失い、彫弊殊に甚し。更に郡府を建て、散民を招集し、口田を給うと雖も、休息すること得ず。茲に因り、調庸を備え進るに堪えず。望み請うらくは、優復を蒙り給い、弊民を息さんことを。勅して、復三年を給う。

→「賊地」に近い地域における安定した生産の困難さ

⇒出羽国の背後を固める、安定した生産地帯としての南出羽

p. 『延喜式』主税上 21、地子条

凡そ五畿内伊賀等の国の地子は、正税に混合せよ。其れ陸奥は儲糲並びに鎮兵糧に充てよ。出羽は狄禄、太宰所管諸国は対馬島司の公廩に充つるの外、軽貨に交易して、太政官厨に送れ。（後略）

→地子の使途として、陸奥は「儲糲」「鎮兵糧」＝軍事的な備え。出羽は「狄禄」＝日本海側の蝦夷の饗応。

※元慶の乱勃発以前の貞観6年（864）頃から、毎年数千人の蝦夷の野心を和らげるため、狄禄が右肩上がりに増加したとの史料も（『類聚三代格』巻18、夷俘并外蕃人事、貞観17年5月15日官符）

⇒軍事行動以外で蝦夷を懐柔する手段に重点。【十川 2017】

秋田城出土の荷札木簡

第54次調査（2） →田川郡から、蝦夷の饗応に用いる藁（カヅラ）を供出か【鐘江 2004】

・「八月廿五下狄饗料藁二条□

・「□□田川 荒木真

同（28） →最上郡から、糲を供出

・「最上郡糲二斗[□□□□] 人

□□マ□主□」

・「延暦十三年五月十九日丸子マ□□□□」

同（36） →最上郡山方郷から、米カを供出

・「V 山方郷大伴部白麻呂上□□^{〔一カ〕}石

・「V □□□□ 奉神

□□九□五月」

⇒財源を担う、山形県域をはじめとした出羽国諸郡（このほか、平鹿郡、広面郷など秋田県域の地名も）

おわりにかえて

《引用文献》

- ・植松暁彦「今塚遺跡の再検討とその性格について」(『山形県埋蔵文化財センター 研究紀要』創刊号、2003)
- ・鐘江宏之「書評・平川南著『古代地方木簡の研究』」(『木簡研究』26、2004)
- ・川西町教育委員会社会教育課『道伝遺跡発掘調査報告書 置賜郡衙推定地』(川西町埋蔵文化財報告書8、1984年)
- ・十川陽一「律令国家と出羽国—地域的特質についての基礎的考察—」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』18、2017)
- ・平川南「里刀自論—福島県いわき市荒田目条里遺跡—」(『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、2003。初出1996)
- ・平川南「「里長」と「里刀自」」(『律令国郡里制の実像』下、吉川弘文館、2014。初出2013)
- ・藤本誠「官大寺僧の交通・交流・ネットワークと在地社会の仏教」(蔵中しのぶ編『古代文学と隣接諸学2 古代の文化圏とネットワーク』竹林舎、2017)
- ・三上喜孝「古代の辺要国と四天王法」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』5、2004)
- ・三上喜孝「「古代の辺要国と四天王法」についての補論」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』6、2005)
- ・森公章「郡雑任と郡務の遂行」(『地方木簡と郡家の機構』同成社、2009。初出2003)
- ・山形県教育委員会『熊野台遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財発掘調査報告書第31集、1980
- ・山形県埋蔵文化財センター『今塚遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財センター調査報告書第7集、1994)
- ・山形県埋蔵文化財センター『宮ノ下遺跡発掘調査報告書』(山形県埋蔵文化財センター調査報告書第32集、1996)
- ・吉田孝「律令国家の諸段階」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983)
- ・米沢市上杉博物館『いにしへのロマン 米沢考古学のあゆみ』2002
- ・米沢市教育委員会『古志田東遺跡 林泉寺住宅団地造成予定地内埋蔵文化財調査報告書』(米沢市埋蔵文化財調査報告書70、2000)